

## ○職員の再任用に関する条例

〔平成14年3月5日〕  
条例第5号

改正 平成27年10月1日 条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。附則第2条において「改正法」という。）附則第5条及び第6条の規定により、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずるもの)

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行なうことができるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤務して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

(任期の更新)

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行なうことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行なう場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行なう場合及び再任用の任期の更新を行なう場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から施行する。  
(特定警察職員等への適用期日)

第 2 条 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する特定警察職員等（附則第 4 条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成 19 年 4 月 1 日から、改正法による改正後の法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。

（任期の末日に関する特例）

第 3 条 次の表の左欄に掲げる期間における第 4 条の規定の適用については、同条中「65 年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 13 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで	61 年
平成 16 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	62 年
平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで	63 年
平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで	64 年

第 4 条 特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第 4 条の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、第 4 条中「65 年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで	61 年
平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで	62 年
平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	63 年
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	64 年

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第 5 条 職員の定年等に関する条例（平成 11 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 28 条の 3 並びに第 28 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき」を「及び第 28 条の 3 の規定により」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。